

芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針

平成14年5月

芦 屋 市

芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針

目 次

1	人権をめぐる取組	1
(1)	国際社会における取組	1
(2)	日本における取組	1
(3)	芦屋市における取組	2
(4)	主な人権問題の現状と課題	3
①	女性の人権	3
②	子どもの人権	4
③	高齢者の人権	5
④	障害者の人権	5
⑤	同和問題	6
⑥	外国人の人権	7
⑦	H I V感染者等の人権	7
⑧	その他の人権問題	8
2	人権と人権教育・人権啓発に関する基本的理念	8
(1)	人権のとらえ方	8
(2)	人権教育の定義	10
3	本指針の基本的な考え方	11
(1)	指針の基本理念	11
(2)	指針の性格	12
(3)	人権教育・人権啓発の手法	12

(4) あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進	1 4
① 家庭	1 4
② 学校等	1 5
③ 地域	1 5
④ 職場(企業等の事業所)	1 6
⑤ 広域的な教育及び啓発活動	1 7
4 市職員等への啓発	1 7
(1) 全庁的な職員研修の充実	1 7
(2) 職場環境の改善	1 7
(3) 特定職業従事者に対する研修の充実	1 8
① 教職員	1 8
② 消防職員	1 8
③ 医療・保健関係者	1 8
④ 福祉関係者	1 8
5 本指針の総合的・効果的な推進	1 9
(1) 事業計画の策定	1 9
(2) 「芦屋市人権啓発推進会議」による施策の総合的な推進	1 9
(3) 「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」の意見の反映	2 0
(4) 人権関係機関のネットワークの構築	2 0
(5) 市民の自発的活動の促進	2 0
(6) 人権の視点に立った事業評価	2 0
6 第3次芦屋市総合計画における本指針の位置付け	2 0
7 本指針の期間	2 1

芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針

1 人権をめぐる取組

(1) 国際社会における取組

第2次世界大戦後、国際連合（国連）を中心に人権関係の多くの条約や宣言がつけられ、人権尊重は今日、世界共通の理念となりました。昭和23(1948)年に採択された世界人権宣言には、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とうたわれています。国連では、その後、世界人権宣言の基本的精神を具体化する国際人権規約や、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」などを通じて、国家の枠組みを越えた国際的な人権保障の確立に努めてきました。平成5（1993）年には、世界人権宣言45周年を機にウィーンにおいて世界人権会議が開催され、平成6（1994）年には第49回国連総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までを「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されました。21世紀は、「人権の世紀」とも言われています。そこには、戦争や環境破壊・汚染の拡大など、20世紀の負の経験を踏まえながら、これまでの人権伸長の取り組みをさらに発展させることを通じて、21世紀をすべての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願望が込められています。すべての国と国民が人間の尊厳を第一に考え、人権の尊重があらゆる行動の基準となることが期待されています。

(2) 日本における取組

世界的に人権尊重の気運が高まりをみせる中で、日本においても、戦後、人権関係の多くの国際条約を批准するとともに、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

平成7（1995）年には、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、関係施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のた

めの国連 10 年推進本部」が設置されるとともに、平成 8（1996）年には、人権擁護施策の推進を目的とする人権擁護施策推進法が制定され、翌年、同法に基づき、人権擁護推進審議会が設置されました。さらに、平成 9（1997）年 7 月には「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画が策定されました。この行動計画では、わが国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、国の各省庁の連携・協力のもと、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者等の重要な人権課題に対する積極的な取り組みを行うこととしており、地方公共団体、民間団体等様々な分野で同行動計画の趣旨に沿った人権教育への自主的な取組が期待されています。

さらに、平成 11（1999）年 7 月には、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」と題する答申が出され、国、地方公共団体等が取り組むべき施策の方向性が示されるとともに、平成 12（2000）年 12 月には、国や地方自治体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。今後は、同法律に基づく国や地方自治体の一層積極的な取組が期待されています。

（3）芦屋市における取組

芦屋市においては、「芦屋市新総合計画」（昭和 61（1986）年 3 月）で「優れた自然環境のもとで、市民一人ひとりが互いに協調し、まちを愛し、香り豊かな文化を創造することができる清潔で健康なまちづくり」を旨としています。また、「芦屋市震災復興計画」（平成 7（1995）年 7 月）においては「人々のふれあいと文化豊かなまち」を旨として取り組むことを基本理念として、人権が尊重される社会づくりに努めてきました。とりわけ、阪神・淡路大震災などから学んだ生命の尊厳や人と人のつながりの大切さなど、貴重な教訓を生かした取組を進めています。

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者等の各人権問題については、各個別の計画等に基づきそれぞれの課題に対応した施策の推進に努めるとともに、女性センターや上宮川文化センター等の市の機関や国際交流協会、社会福祉協議会等の関係団体などと連携を図りつつ、啓発をはじめ研修・相談事業などに取

り組んできました。また、学校教育等においても、同和教育をはじめとする人権意識の高揚を目指す教育の充実に努めてきました。平成5（1993）年には、芦屋市生涯学習推進基本構想を策定し、それに基づいた社会教育・人権教育の推進に取り組んでいます。

しかしながら、今日においても、職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）（以下「セクハラ」という。）や雇用における男女格差の問題、児童虐待の問題、同和問題や外国人に対する人権問題など、さまざまな人権問題が存在するとともに、国際化や情報化、少子・高齢化などの社会の変化等に伴い人権問題も複雑・多様化しています。

今後は、人権の尊重をめぐる国内外の動向や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえるとともに、芦屋市のまちづくりの指標となる「第3次芦屋市総合計画」（平成13（2001）年3月）で示されている課題や目指すべき社会像も見据えつつ、豊かな人権文化に満ちた社会づくりを目指して、これまで以上に積極的に取り組むことが必要になっています。

（4）主な人権問題の現状と課題

以上のように、芦屋市においては、人権問題についてさまざまな取組を展開してきましたが、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画でも重要な課題とされている、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者等の人権問題に関するそれぞれの現状と課題、および取組の方向性を整理すると、以下のようになります。

① 女性の人権

女性に関しては、各種の法律の整備や制度改正により、男女平等をめぐる環境が整いつつあります。しかし、「男は外で働き、女は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識や「男性が女性よりも優位である」という性差別意識が根強い状況のなかで、政策・方針決定への参画や職場や地域における女性の登用、能力発揮のための環境整備等はまだまだ十分とはいえません。また、家事、育児、介護が女性に過重な負担となり続けていることなど、様々な面で男女共同参画の現状が諸外国と比較しても極めて不十分な状況にあります。さらに、性犯罪、売買春、ドメスティック・バイオレ

ンス（夫・パートナー等からの暴力）、セクハラ、ストーカー行為などの女性に対する人権侵害は、さまざまな形で存在しています。

こうした意識の解消を図り、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し得る「男女共同参画社会」の実現を目指して、本市では、「芦屋市男女共同参画行動計画ウイザス・プラン」（平成10年6月）に基づき、「男女共同参画社会を実現するための意識変革」や「女性が働き続けるための条件整備」等を基本目標とした施策を推進してきました。

今後は、男女共同参画社会の実現に向けて、意識啓発や学習活動の支援、相談、民間グループ等の交流支援などによる意識改革を図るとともに、男女の平等を阻む社会制度・慣行等の見直しへの働きかけ、男女平等を推進する学校教育等の充実などの諸施策を実施していきます。また、特にドメスティック・バイオレンスについては、女性センターをはじめとした関係機関の連携を強化するなど支援体制の充実に努めるほか、その防止に向けた意識啓発等を行います。

② 子どもの人権

子どもに関しては、学校での教師による体罰や生徒間でのいじめ問題、あるいは不登校の児童・生徒数の増加などの問題があります。また、家庭での児童虐待やさまざまな理由から非行に走る子どもたちも見られます。IT革命とともに、子どもを取り巻く情報や教育環境も大きく変化し、子育て中の親の不安感を生み出しています。

他方、「児童の権利に関する条約」（平成6年5月発効）の採択とともに、「生きていくことの権利」「表現の自由を有する権利」「自己の意見を表明する権利」など、子どもを保護の対象から権利の主体者として尊重し、その人権を保障することがますます求められるようになりました。子どもへの虐待問題については「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年5月）の趣旨を踏まえ、虐待を未然に防止し早期の発見に努めるとともに、虐待についての意識啓発を図り、地域における子どもや家庭への目配りや気軽に相談できる体制を整えていく必要があります。

本市では、急速に進行する少子化対策への取組として、子育て支援や児童の虐待、子どもの非行等に関して、愛護センター、打出教育文化センター、カウンセリングセンター等の各センターにおいて、また民間の協力も得ながら市民の身近なところでの相談や支援機能の充実に努め、家庭、学校、地域、子どもセンターなど関係機関・団

体等の相互の連携による青少年の健全な育成活動を展開するなど総合的な対策を進めています。今後は、こうした取組の一層の充実を図る中で、すべての子どもの健全育成とすべての家庭への必要な支援を行うため、こどもの人権を尊重する意識を高めるための教育及び啓発活動を推進します。

③ 高齢者の人権

高齢者に関しては、働きたいという意思や能力があるにもかかわらず、高齢であるということのみをもって就労の機会が奪われるなど、社会参加し自己実現を図る権利が十分に保障されていません。機能の衰え等から介護等が必要になった際に、人格やプライバシーを無視した扱いを受けたり、ときには遺棄、財産侵害を被ったりするなど、「人間としての尊厳」が否定されるような問題も生じています。

本市では、来たるべき超高齢社会に対応して、「芦屋すこやか長寿プラン21（芦屋市高齢者保健福祉計画）」（平成6年3月）、「第2次芦屋すこやか長寿プラン21（芦屋市新高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）」（平成12年3月）等により、在宅保健福祉サービスの充実や保健福祉施設の整備、生きがい・健康づくり対策、高齢者等にやさしい住まいやまちづくりなど高齢者の総合的な福祉の増進に努めてきました。

また、芦屋市社会福祉協議会では、兵庫高齢者・障害者権利擁護センター（あんしんネットひょうご）に参加し、相談や地域福祉権利擁護事業の実施などを通じて、高齢者の権利擁護に努めています。今後は、身体的、精神的にハンディキャップを持つ高齢者に対する支援のための対策を総合的に推進する一方、高齢者が社会の重要な構成員として、長年培った知識、経験、技能等を正しく評価され活躍できる機会が増えるよう、また、高齢者の豊かに生きる権利や個人としての尊厳が重んじられるよう、マスメディアの活用も図りながら、市民の認識を高めていきます。さらに、高齢者自らが社会の構成員として積極的に役割を担えるように、高齢者の学習機会の充実や意識啓発に努めます。

④ 障害者の人権

障害者に関しては、社会で暮らしていく上で様々な障壁があります。例えば、道路の段差や階段、駅舎エレベーターの不備などの「物理的な障壁」、資格制限等による「制度的な障壁」、さらには差別や偏見等の「心理的な障壁」、点字図書や字幕付テレ

び放送が不足していることなどの「文化・情報面の障壁」です。今日では、これらの障壁に加え、障害者に対する企業や施設内等での虐待や暴行、さらには、財産侵害などの人権問題も生じています。

本市では、障害者をはじめとするすべての人々が人間としての喜びや社会の一員としての充実感を持ち、積極的に社会参加し自己実現を図るため、保健、医療、福祉、芸術、文化等あらゆる面から総合的にアプローチする「ヒューマンケア」の考え方を基本理念とした諸施策を展開しています。特に「心理的な障壁」に対しては、「こころのバリアフリー」を計画推進の具体方策の一つとして掲げ、障害者に対する差別や偏見を解消するために取り組んでいます。さらに、平成12年4月からは、判断能力が十分ではない人を保護するため、成年後見制度が実施されましたが、芦屋市社会福祉協議会では、兵庫高齢者・障害者権利擁護センター（あんしんネットひょうご）に参加し、障害者の権利の擁護に努めています。

今後も、「芦屋市障害者（児）福祉計画―第3次中期計画―」（平成11年3月）に基づき、障害者と障害のない人が同じ権利と義務を持つ一人の人間であることを認識し、障害者が容易に自己実現を図れる「共に生きる社会」を構築するために、スポーツや音楽、文化活動に関するイベントや交流事業、広報活動等をはじめ様々な取組を推進します。

⑤ 同和問題

同和問題に関しては、これまで三度にわたり制定された特別法に基づく特別対策を通じて、物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた啓発も着実に推進されてきています。ただ、いまだに教育や就労面での課題も残されており、また結婚問題を中心にした差別意識の解消も完全に達成したとはいえない状況にあります。そのため、今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労等でなお存在している較差の是正などです。

上宮川文化センターにおいては、「福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンター」（隣保館設置運営要綱）としての機能をより一層高めることが必要です。特に、芦屋市立上宮川文化センター運営審議会答申（平成9年12月）にうたわれたように、「地域住民の生涯学習を推進する拠点として、また、人権学

習の場としての役割と機能を担い得る機関となること」を基本に、「わが国固有の人権問題である同和問題の解決のための啓発・学習はもちろんのこと、在日外国人・女性・障害者・高齢者・子どもなど、様々な立場の人々の人権を尊重する社会的雰囲気醸成に努め、「人権文化」を構築するための市民主体の啓発・学習の拠点」としてセンター事業の充実を図ることが大切です。平成13(2001)年度末で地域改善対策特別措置法が期限切れとなるに伴い、同和対策が一般施策に移行するわけですが、差別を解消するための取組は今後も推進します。

⑥ 外国人の人権

外国人に関しては、異なる文化や価値観、生活習慣などに対する理解不足などから、入居や就職など、生活の様々な場面で差別的な処遇や不便を強いられる事象が未だに生じています。本市における在住外国人の割合は約2%で、最近10年間、本市の外国人登録数はほぼ横ばい状態で、平成13(2001)年12月末現在で在住外国人の割合は約2%(48か国、1,749人)となっており、国籍別では、韓国・朝鮮が736人で最も多く、中国が282人、米国149人、フィリピン129人の順となっています。

本市の在住外国人の施策として、平成4(1992)年8月から9月に実施した「在住外国人の意識調査」や平成5(1993)年に芦屋市国際交流推進懇話会から出された「芦屋市の国際交流のあり方について」の答申などを踏まえ、在住外国人の人権尊重を基本に据えた施策を実施しています。また、教育委員会においては、「芦屋の教育・指導の方針—国際理解教育の推進」により、外国人児童生徒の人権を尊重した教育指導の徹底を図っています。

「第3次芦屋市総合計画」にもあるように、在住外国人にとっても快適で暮らしやすいまちにするため、また人権を尊重する市民意識の啓発によって偏見や差別のないまちづくりを実現するために、今後とも、啓発誌の配布や異文化理解のためのイベント等の開催を通じて、異文化や在住外国人が抱える課題等への理解を深めるなど、市民の国際感覚を醸成する学習や啓発を推進します。

⑦ HIV感染者等の人権

HIV感染等のさまざまな感染症に関して、正しい認識を広げることが大切です。エイズについては、発病を遅らせる治療薬が開発されており、また、ハンセン病につ

いては、治癒可能な病気であり、普通の社会生活を営むことが可能であることなど、市民の理解を深めていく必要があります。本市においては、エイズ予防月間やエイズデー、ハンセン病を正しく理解する週間、健康福祉フェア、各種講演会などの機会に、正しい知識の普及啓発を進め、感染者等に対する差別・偏見の解消に努めています。

今後も、ポスター・啓発誌による広報、講演会をはじめ、あらゆる機会を活用した幅広い教育及び啓発を推進します。

⑧ その他の人権問題

これら以外にも、同性愛者など性的マイノリティ（少数派）とされる人々、アイヌの人々の問題をはじめ、ホームレスの人たち、刑期を終えて出所した人たち、刑事事件の被害者や被告の人たちなど、人権に関わるさまざまな問題があります。また、最近では情報化の進展が生活面での利便性を高め、豊かさをもたらしている一方で、インターネット等を利用した人権侵害やプライバシーの侵害等も問題となっており、これらの解決を図る必要があります。

2 人権と人権教育・人権啓発に関する基本的理念

(1) 人権のとらえ方

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての人は等しく人権を有しており、一人ひとりがかげがえのない存在であるということ認識するとともに、お互いの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い、多様性を尊重することが必要です。このため、一人ひとりが自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合うことが重要です。

現在、世界的に人権の尊重を共通の行動基準とし、人権が保障される社会づくりをめざした取組が進められていますが、芦屋市が豊かな人権文化を育む国際文化都市として発展していくためにも、人権の普遍的価値が市民に理解されるよう努めるとともに、市民の人権の尊重を基礎に据えた取組を行い、差別のない芦屋市の実現に努めることが重要です。

「人権教育のための国連10年」は、世界中に豊かな人権文化を育てることを呼び

けていますが、豊かな人権文化を育てるということは、すべての人が個性と能力を最大限生かし、差別や偏見にとらわれない自由な生き方、ライフスタイルを主体的に選択する自己実現と、多様な他者との肯定的な人間関係を築くこと、そしてそれぞれの個人が積極的に社会参加することを通じて、人間性豊かな地域社会を形成していくことを意味しています。人権文化が豊かな社会とは、さまざまな差別や人権の問題に関する知識だけでなく、家族・学校・地域・職場など、あらゆるところに豊かな人権文化を育てるような生き方が日常的に根ざしている社会のことです。

豊かな人権文化を育てるということは、すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践することであり、またそのような生き方を可能にする社会的な環境や条件を整備することでもあります。そして、社会の人権文化を豊かにするためには、二つのことが必要です。一つは、性別、障害の有無、社会的出身、あるいは人種や民族など、本人が選ぶことのできない事柄によって、生き方の可能性が不当に制約される状況をなくしていくことです。もう一つは、すべての人が自分らしさを輝かせ、さまざまな異なりをもった他者との出会いを通じて世界を広げ、社会参加を実現することによって、個の主体性や多様性に基づく新たな社会的活力を創り出すことです。

これまで、人権にかかわる施策は、人権関係の施設をつくったり、啓発活動を展開したりすることなどを中心に展開されてきましたが、今後はそれだけでなく、すべての人が情報や市民活動の成果などを活用することのできる環境を整備するとともに、行政が市民による主体的取り組みとの有機的連携を図ることによって、人権文化を豊かなものにしていくことが大切です。これからは市民、地域団体をはじめとするNGO、NPO、企業などのさまざまな主体との協働により、地域コミュニティづくりやまちづくりの観点から豊かな人権文化の創造に取り組むことが重要です。

従来、人権にかかわる施策は、個別課題ごとに推進され、それぞれに相当の成果が蓄積されてきましたが、それらが他の行政分野で十分に活用されてこなかった面があります。このため、全体としての取組に不均衡が生じることも多く、また、複数の要因が絡み合って発生した複雑な人権問題に対して、総合的な視点を欠落させているために効果的な対応がなされないといった状況も見られました。

そこで芦屋市では、真の人権尊重社会をつくるために、すべての行政分野において前記の基本理念を踏まえ、総合的な人権施策の推進に努めていきます。

(2) 人権教育の定義

「人権教育のための国連10年」の決議や行動計画において、人権教育は「単なる情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための、生涯にわたる総合的な過程である」とされ、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されています。本市でも、これらの考え方を基本に人権教育を推進していきます。

1998年に策定された兵庫県の人権教育基本方針にも示されているように、人権教育には「人権としての教育 (education as a human right)」「人権についての教育 (education on or about human rights)」「学習者の人権を大切にした教育 (education in or through human rights)」「人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育 (education for human rights)」という4つの側面があります。

「人権としての教育」とは、教育機会へのアクセスを保障することを中心に語られてきましたが、自己効力感や自尊感情を高めるような意味ある学びを支援すること、生涯学習の土台となるような学びの力を育てること、将来への夢や展望を切り開くような教育を行うこと、現実から課題を発見し、その解決に向けて取り組めるような力を育てることなども、これからの「人権としての教育」にとって大切な課題になります。

「人権についての教育」とは、単にさまざまな人権問題について、知識や情報を伝達することではありません。むしろ、差別や抑圧の仕組みに対する概念的なものの見方を育てるとともに、自然、世界、社会、異文化、ならびに多様な他者と自己の関係について認識を深めるための教育です。つまり、各種の人権問題をはじめ、国際人権、地球環境、南北問題、国際化、情報化、多文化共生、ジェンダー、ボランティアなど、さまざまなテーマを通して、学習者の世界観や人間観そのものを豊かにすることが目標になります。

「学習者の人権を大切にした教育」においては、学習環境が人権を大切にできる雰囲気や土壌を備え、教師と生徒の関係性が人権を尊重したものになっているかがポイントになります。人権がただ「語られている」のではなく、「人権がそこで現に生きられ

ている」状況がない限り、学習者が人権を本当に理解することはありません。

「教え—教えられる」関係よりも、「ともに学ぶ」関係が重視され、学習者の主体性や多様な声・経験を大切にしている教育が行われているかどうかポイントになります。

「人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育」とは、豊かな人権文化を築く力を持った人間を育てることです。豊かな人権文化の構築に向けて、主体的に考え、問題解決のために行動する人間を育てるためには、まとまりをもった知識、技能、態度を育てる必要があります。知識とは、人権や差別問題に関する量としての知識をさすのではなく、概念的なものの見方を育てることを意味します。

技能とは、例えば情報を批判的に分析したり、自分の考えを論理的に表現したりする力、あるいは他者と肯定的な関係をつくる力や非攻撃的な自己主張の力（アサーティブネス）をさします。また態度としては、進取性や好奇心をもつこと、他者と共生しようとする事、社会的責任を果たそうとすること、などが重要です。

以上のように考えると、「特別な行事・特別な時間だけの人権教育」というアプローチでは不十分であり、学校教育や社会教育など、あらゆる場で人権教育・啓発を総合的に推進することが不可欠となります。

3 本指針の基本的な考え方

(1) 指針の基本理念

「第3次芦屋市総合計画」においては、芦屋市の将来像として、「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」の実現を目指し、心豊かに安心して暮らせるまち、自然環境を暮らしに活かすまち、ふれあいと文化を育てるまちを基本理念としてまちづくりを進めることとしています。今日、人々の価値観やライフスタイルが多様化するなかで、個性や自己責任が重視され、自分らしい暮らし方を自由に選択できる環境づくりがますます求められています。安心、安全な居住の場を確保し、「働き」、「学び」、「遊び」、「憩う」など様々な舞台上、自らが演出し、生涯自立し続け、豊かさと安心を実感し、快適に暮らせるまちを目指します。さらに、人々が共に助け合い、支え合うコミュニティづくりも求められていることから、多世代の交流と参画を促す多様なネットワークづくりを進めることもうたわれています。これらは、人権尊重の理念に基づく共生社会の創造を目指すこととも重なり合っています。

その意味で、市民すべてが、人権尊重の理念について理解を深め、豊かな人権文化を備えた社会づくりを進めること、さらに、それを次代へ継承していくことは、市及び市民の果たすべき極めて重要な責務です。

このため、人権尊重の理念に関して、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における人権教育・人権啓発を進め、人権尊重の理念に関する市民の理解を深めることにより、豊かな人権文化を育み、市民みんながお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指します。

(2) 指針の性格

この指針は、本市が進める人権尊重のための教育及び啓発にかかわる施策の総合的な推進について基本的な方向を示すものです。施策の推進にあたっては、市民、企業、団体等さまざまな主体の参画と協働の下に進めることが大切です。このため、各主体にあっては、この指針の趣旨に沿った自主的な取り組みを強く期待します。

基本的人権を大切にして、市と市民が協働してまちづくりを推進するために、引き続き人権問題を全庁的な課題としてとらえ、各種施策に取り組みます。今後は、「市民と行政の協働」は必要不可欠であり、可能な限り、企画段階など早期からの市民参加をもとめ、芦屋市人権教育推進協議会をはじめ、多くの市民との協働により事業を進めます。

(3) 人権教育・人権啓発の手法

人権を学ぶために、差別の歴史や現状および差別を受けた人々の体験を聞くことはもちろん大切です。しかし、心の中に湧き上がる感動、出会いや発見によって自分が揺さぶられる経験、自分と社会のつながりに気づくことなど、人権を「自分事」ととらえられるようにする要素が含まれてはじめて、個人の人権意識が本当に変化するのであります。

人権教育や人権啓発のテーマとしては、市民が興味を持てるもの、市民にとって身近なものを取り上げることが大切です。コンサートや料理教室、映画やビデオ、写真などの鑑賞、さらに今後はインターネットの利用なども含め、幅広いメディアを用いるよう工夫する必要があります。できれば多様なメニューの中から参加者が好きなものを選ぶ仕組みにすると、効果的な動機付けを行うことができます。受ける側、学ぶ

側のニーズ、意欲、動機、達成感などを重視することが大切です。

人権啓発事業については、その「質」を見直すとともに、対象者のニーズの幅に対応する必要があります。人権に対する考え方の変化や多様化、個人間・世代間の意識の大きな違いに留意しながら、参加者が「有意義な時間を過ごせた」と感じられるように工夫することが大切です。

これまで、人権啓発は行政の責務とされてきましたが、市民が市民に対等の立場で語りかけを行い、それを行政がサポートするような姿勢を今後とっていくことにより、市民と行政それぞれの役割と、両者の関係性を明らかにしながら事業を進めます。

従来、多く見受けられた「要求する市民、それに答える行政」という構図から、「協働」へと変わる必要があります。自立的な市民が人権文化を育むためにいきいきと活動すること自体が、効果的な啓発になります。震災時にボランティアのネットワークが広がったように、新しい市民活動から行政が学べることもたくさんあります。

今後の人権啓発においては、従来のように行政が主体になって啓発を進めるやり方に加えて、NPO（非営利公益市民活動団体）などへの委託を検討する必要があります。

健康で文化的な生活の充実と地域づくりに資する市民意識の醸成を目的とする生涯学習において、人権学習の推進は基本的な課題であり、すべての人々の人権が尊重される社会を実現するために、あらゆる機会において人権学習を受けることができるように条件整備をする必要があります。そのため、市民一人ひとりが日常生活の中で、身近な人権問題に気づき、自らの課題として取り組むことができるよう魅力ある学習機会の提供に努めると共に、学習内容の充実と学習内容の研究に取り組みます。

「広報あしや」は有力な情報提供手段であるほか、市民向け人権啓発の機会としても、相談窓口案内としても重要です。点字広報を充実させたり、外国人市民向けの多言語による生活ガイドブックを作成したりするなど、さまざまな工夫が必要です。

人権は具体的にとらえていくことが大切です。地球規模の環境変化や相互依存関係にも目を向けながら、身のまわりのあらゆる出来事に対して人権の視点からとらえ、意識していくことが大切であり、日常の行動に結びついて行くことによって、人権の尊重が文化として根付いていくのです。このため、人権尊重のための教育及び啓発は、学習教材や啓発資料による理解を深めることはもとより、日常生活や社会活動を通して具体的に行われることが大切であり、また、子どもはもちろん大人になってからも

生涯にわたって継続されることが大切です。

市はこのような観点から、家庭、学校、地域、職場といった市民生活のあらゆる場において、そのニーズに合った人権教育・人権啓発を進めるとともに、市民一人ひとりが暮らしの中で人権を尊重した生き方の基礎を培う営みと豊かな人間関係づくりを進めるための積極的な支援を行います。

(4) あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

人権教育・人権啓発は、家庭、学校、地域、職場など、あらゆる場や機会を通じて推進することが大切です。とくに、人権問題を的確にとらえる知性や感性、および人権を重視する態度を育てることが重要です。

① 家庭

「家庭はあらゆる教育の出発点」といわれるように、生涯にわたって豊かな人権感覚を養ううえで家庭の果たす役割は極めて重要です。なかでも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭で、遊びやしつけ、家事や家族とのふれあいなど日常生活を通じて、豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育み、基本的な社会ルールなどを教えていくことが、人権基礎教育として大切です。

また、こうした家庭における子どもへの教育は、温かい家族関係のもとで、親子の絆を深め、親等が自ら模範を示していく中で進めていくことが大切です。しかし、近年、都市化、核家族化、少子化や地域における連帯意識の希薄化などに伴い、育児不安の広がりやしつけへの自信の喪失、過保護や過度の放任といった家庭の教育力の低下が指摘されており、家庭の持つ教育力を高めていくための取組が必要です。

このため、保健センターや保育所、子育てセンター等における子育てに関する相談・支援体制の充実や子育てに関する学習の支援をはじめ、親自らが人権意識を高めるための自主的な学習活動の支援を行うとともに、親と子の体験学習の促進等温かい親子関係を育み、親子が共に学んでいけるような施策を学校や地域と連携を図りつつ進めます。また、家庭においては、男女がそれぞれの責任を担って共に協力し合うことが大切であり、これまで家庭へのかかわりが希薄だった男性の子育てへの積極的な参加を促すことが大切です。さらに、啓発資料や広報等により、人権問題について家族の間で活発な話し合いが行われ、日常生活の場で実践されるようにするための工夫も求

められます。

② 学校等

人格形成に大きな影響を及ぼす学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担うのが学校教育です。学校教育においては、学校の主体性を堅持しながら、特に、児童生徒等の発達段階に十分配慮しつつ、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行うことが大切です。

幼稚園、保育所においては、幼児期が人間形成の基礎が培われる大切な時期であるため、幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気づかせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努めることが大切です。小学校、中学校及び高等学校においては、児童生徒一人ひとりが、生命を大切に作る心、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、他人の痛みがわかる心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を育成するとともに、自立心や責任感を培っていくことが重要です。

また、身近な生活にも結び付けながら、人権にかかわる歴史等を正しく理解するとともに、人権の意味や内容等への理解を深め、人権尊重の意欲や態度を培っていくことが大切です。

「芦屋の教育・指導の方針」に基づいた人権教育の推進を図り、「生きる力」を育むという観点から、人権教育を児童生徒の発達段階に応じてあらゆる教育活動に位置づけるとともに、自然や地域での体験学習、外国人や高齢者、障害者等との交流を積極的に推進するなど、家庭や地域社会などと連携した教育を進めます。さらに、教職員の人権尊重の意識を高め、人権感覚を養うことなどにより、人権を尊重した学習環境の整備を進めます。

また、幼児・児童・生徒それぞれの発達段階に応じた体系的・効果的な教材の開発、指導者としての役割を担う教職員の資質向上、地域の教育力の活用を図るための開かれた学校園づくりに取り組みます。

③ 地域

地域は、市民が日常の学習活動や地域活動等を通じて、さまざまな人権問題などについて理解を深め、実践する場であり、特に、子どもたちにとっては、思いやりの心

や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

このことから、地域においては、公民館等における社会教育活動や隣保館における学習・交流活動、大学等における公開講座、行政主催のセミナー等の開催をはじめ、青少年団体、子ども会、自治会、PTAやボランティア団体、市民サークル、NPO、NGO等を中心とする人権にかかわる多様な学習活動が展開されるとともに、これらの団体や組織による社会奉仕活動、福祉体験活動、交流活動、文化活動、スポーツ活動などが活発に行われることが大切です。

このため、「芦屋市生涯学習基本構想」や「芦屋の教育・指導の方針」を基本として、人権教育を生涯学習体系に位置づけ、人権に関する具体的な課題に即しつつ、多様な学習情報・教材の提供を行うとともに、学習機会の拡充を図り、市民の自主的な学習活動の支援を行います。

また、人権感覚等は、主として地域における日常の付き合いの中で個人が自然に会得していくものであることから、人権教育・人権啓発を推進する指導者の養成に取り組むとともに、地域実践活動の場や機会の提供、交流の促進等により、地域の教育力を高め、住民の主体的な教育及び啓発活動が活発に展開されるよう支援します。

④ 職場(企業等の事業所)

多様な人たちで構成される企業等の事業所においては、出身地や国籍等による不公正な採用や男女間の賃金格差、配置・昇進の格差、さらには悪質ないじめやいやがらせなど、さまざまな人権問題が起こる可能性があります。また、女性や障害者等が能力を十分に発揮するための職場環境の整備について、いまだ十分な成果があがっていないとは言えません。さらに、商品の開発や営業、広報といった企業活動全般において人権尊重の視点を大切にすることも重要です。

このため、企業等の事業所においては、人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点到根ざした企業活動を進めるために、積極的に従業員等の研修などに努めることが大切です。さらに、企業等の事業所には、事業所内の研修だけでなく、イベントへの協賛などをはじめ、地域における社会貢献活動としての積極的な人権啓発活動への参加、障害者や学生等の就業体験の受け入れに取り組むことなども期待されます。

本市は、こうした企業等の事業所の事業所内研修や地域における実践活動等の自主的な取組を促進するため、人権教育・人権啓発資料の配布をはじめ、芦屋市事業所人

権問題研修懇話会などを通して、経営者・人事労務担当者等に対する研修などを積極的に実施するとともに、事業所内研修に際して、人材や施設、情報、教材の提供等の支援を行います。

⑤ 広域的な教育及び啓発活動

これら家庭、学校、地域、職場のそれぞれに対応した教育及び啓発にかかわる施策を進めるとともに、阪神地域等を含めた広域的な観点に立った啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

このため、人権にかかわるイベントや講演会の開催、啓発冊子やポスターの作成・配布など広域的な啓発活動をはじめ、人権にかかわる広域的、専門的な情報の収集と提供、学習・研修教材の作成などについて、市の主管課をはじめ、西宮・芦屋・宝塚人権啓発活動地域ネットワーク協議会、その他人権関係機関による多様な教育及び啓発活動を積極的に展開します。

4 市職員等への啓発

豊かな人権文化を育む市政を推進するためには、公権力を行使する業務や人権問題にかかわりのある業務、あるいは市民と直接接する業務に携わる者はもとより、すべての職員が人権尊重の理念に対する十分な認識をもって、自らの職務に取り組むことが大切です。

このため、市では、以下の取り組みを積極的に進め、職員等の人権意識の高揚をはかるとともに、さまざまな施策への反映に努めます。

(1) 全庁的な職員研修の充実

すべての職員について、それぞれの職務に応じ、人権意識を高めるための研修の充実に努めるとともに、直接市民に接する業務や人権問題にかかわりのある業務を所掌する部署をはじめ、すべての部署において、施策・事業ごとの人権尊重の視点に立った取り組み課題の整理とその周知のため、職場での啓発・研修の充実に努めます。

(2) 職場環境の改善

セクハラの問題をはじめ、さまざまな職場の人権問題に迅速かつ効果的に対応でき

るように、庁内の体制を整備するとともに、職場内での良好なコミュニケーションを促進し、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

(3) 特定職業従事者に対する研修の充実

以下に掲げる特に人権にかかわりの深い職業に従事する者に対する研修の充実に努めます。また、私立学校、私立専修学校・各種学校や民間の医療施設、福祉施設等に対しては、関係者に対する人権意識を高めるための研修や教育の充実に努めます。

① 教職員

教職員は学校におけるあらゆる教育活動を通じて、児童生徒等の人権尊重の理念に関する理解を深めるという重要な役割を担っています。このため、教職員の人権意識を高めるとともに、幼・小・中・高それぞれの教育段階に対応した人権研修の充実に努めます。また、家庭や地域社会との連携を深め、人権問題の解決に積極的な役割を果たせるよう、教職員の資質の向上に努めます。

② 消防職員

消防職員は、火災をはじめとする各種災害等から市民の身体、生命、財産を守ることを職務としており、災害時の市民対応でプライバシーに触れることもあり、人権に配慮した行動が求められることから、人権意識を高めるための研修の充実に努めます。

③ 医療・保健関係者

医師、看護師、保健師をはじめとする医療・保健関係業務の従事者は、人の生命と健康を守るという重要な役割を担っていることから、職務の遂行に当たっては、生命の尊厳を重んじるとともに、患者等の立場を考慮し、プライバシーに配慮した対応が求められます。また、医療機関における安全で良質な医療の提供が求められています。

このため、これら関係者の人権意識を高めるための研修や教育の充実に努めます。

④ 福祉関係者

福祉事務所等の専門職員、福祉施設職員、民生委員・児童委員、福祉推進委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員をはじめその他福祉関係業務の従事者については、

高齢者や障害者等の介護や相談等の業務に携わっており、人間の尊厳に対する認識はもとより、プライバシーへの配慮という点においても、高い人権意識が必要です。特に、介護保険制度の実施にみられるように、福祉サービスが措置から利用者と提供者の対等な関係を前提とした仕組みへ移行する中で、これら関係者の人権意識を高めるための研修の充実に努めます。

5 本指針の総合的・効果的な推進

人権尊重の理念に関する理解を深めるための教育及び啓発は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等といった具体的な人権問題にかかわる施策だけでなく、市の施策全般を通じて行われることが大切であり、また、そのため、すべての市職員が高い人権意識を持って行動していく必要があります。

このため、指針に基づく施策の推進に当たっては、「第3次芦屋市総合計画」の基本姿勢である参画と協働を基本として、市長をトップとする全庁的な体制により、各部署が相互に連絡・調整を図りつつ総合的な対応を図ります。また、この指針に対して市民の幅広い理解と支持が得られるようにするため、学識経験者等の専門的な意見、および市民の積極的な提案等を取り入れるよう努めます。さらに、より総合的・効果的な人権啓発の推進を図るため、市内外の人権にかかわる機関等とのネットワークを強化するとともに、人権尊重の理念のより広範な普及を目指し、企業やNPO、NGO及び民間団体等との連携を進めます。

(1) 事業計画の策定

具体的な施策メニューについては、年度ごとに「人権施策関連事業計画(実施計画)」(以下「事業計画」という。)をつくる形で対応します。これについては、啓発事業のほか、その他の施策面も含めて、年度当初の段階で計画を策定します。ここで計画された事業については、必要に応じてヒアリングなどを行い、進捗状況をチェックし、年度末には担当課とともに事業を振り返ります。なお、各年度の事業計画を立てる際には、既存の問題だけにとらわれず、視野を広げて見直しを図ります。

(2) 「芦屋市人権啓発推進会議」による施策の総合的な推進

各部署においては、この指針の趣旨に沿って、人権尊重の視点から個々の施策を展

開するとともに、人権教育・人権啓発の関係部長で構成する「芦屋市人権啓発推進会議」（以下「推進会議」という。）において各施策のフォローアップを行い、施策の一体的・総合的な推進を図ります。

(3) 「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」の意見の反映

学識者等で構成する「芦屋市人権教育・啓発推進懇話会」において、専門的見地、市民の立場から意見を聴取し、施策に反映させます。

(4) 人権関係機関のネットワークの構築

市の主管課をはじめ、女性センター、上宮川文化センター等の市の関係機関、こどもセンター等の県の関係機関、神戸地方法務局等の国の関係機関、さらには(財)兵庫県人権啓発協会、西宮人権擁護委員協議会、芦屋市人権教育推進協議会等の人権関係団体のネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同開催、人材・施設の相互活用等を図ることにより、啓発、研修、研究、相談等の効果的、効率的な推進を図ります。

(5) 市民の自発的活動の促進

NPOやNGO、ボランティア団体をはじめ、市民がそれぞれの自発性や個別性に基づいて展開する人権尊重のための自発的活動を支援し協力していくことにより、人権尊重の理念の全市的な広がりを図ります。

(6) 人権の視点に立った事業評価

人権の視点に立った事業点検を実施するために、今後、担当課と人権推進担当が協力して、日常的に人権の視点に立って事業を評価します。その結果、庁内で横断的に協議すべき問題点があれば、「推進会議」で検討するようにします。事業評価の基準や方法については、学識経験者や市民などの声を参考にしながら検討することとします。

6 第3次芦屋市総合計画における本指針の位置付け

本指針は、平成13年(2001)年3月に策定した、「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」を将来像とする第3次芦屋市総合計画の部門別計画の一つと位置付け、豊

かな人権文化の息づく芦屋市を築くために、人権教育・人権啓発にかかる課題を横断的にとらえ、総合的かつ効果的な活動を推進していくための基本的な方針及び計画となるものです。

7 本指針の期間

本指針の期間は、第3次芦屋市総合計画の整合性を図るため、平成14（2002）年度から平成22（2010）年度までの9年間とします。